

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公 印 省 略）

「特定の病床等の特例の事務の取扱いについて」の一部改正について

有床診療所（病床を有する診療所をいう。）の病床設置等に関する規定の見直しを行った医療法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号）が本年3月28日に公布されました。

それに伴い、「特定の病床等の特例の事務の取扱いについて」（平成25年4月24日付け医政指発0424第1号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「平成25年通知」という。）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。貴職におかれては、改正内容について御了知の上、その適切な運用をお願いします。

記

1 平成25年通知の一部改正について

平成25年通知を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

2 改正の概要

診療所の病床については、許可ではなく届出により病床設置が可能となる場合として、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所等として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとする場合とされているところ、平成30年4月1日からは、地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所等として、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が認める診療所に療養病床又は一般病床を設けようとする場合とすること。

3. 適用日

平成29年4月1日